



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT GROUP

2022 年 12 月 22 日

「LT 会」会報第 22-15 号（総 240 号）

LT グループ

投資者による投資回収又は投資縮小に関する財務・税務処理

近年、新型コロナ感染抑止のための厳しい管理措置が実施されるなか、市場の将来性や経営戦略などに鑑みて、中国国内の被投資企業に対して投資回収又は投資縮小¹を行う投資者²が増加している。そうした場合における投資者と被投資企業の財務・税務処理は、中国の関連法に照らしてどのように行うべきであろうか。本会報では、投資回収に関わる財務・税務処理について要点を整理する。

一、投資者の主体及び投資回収の方法

投資者はその主体によって法人株主と個人株主に分類される。さらに法人株主は中国国外法人株主と中国国内法人株主に、個人株主も中国国外個人株主と中国国内個人株主に分けられる。本会報では、会員企業様に多い投資者の主体、すなわち中国国外法人株主と中国国内法人株主に着目して解説する。

また、投資者が投資回収又は投資縮小を行おうとする場合、通常下記の 3 つの方法が挙げられる。

1. 持株譲渡：投資者がその持株を他の投資者又は社外の第三者に譲渡することで、その投資回収を実現する方法。
2. 減資：登録資本金の減額により投資者の投資回収を実現する方法。
3. 会社の解散（清算）：社内の定款又は法定事由に従い、投資者の決議により会社を解散し、その投資回収を実現する方法。

二、投資回収又は投資縮小の場合における投資者の財務・税務処理

『企業所得税の若干の問題に関する国家税務総局の公告』（国家税務総局公告 2011 年第 34 号）によると、投資者が被投資企業から投資回収又は投資縮小を行う場合、その取得した資産は次の 3 つのステップに分けて税務処理を行うことができる。

ステップ 1: 投資者の取得した資産が初期投資より小さいかそれと等しい部分について投資回収として認定する。

ステップ 2: 投資者の取得した資産が初期投資より大きく、被投資企業の払込資本金の減少比率で計算した累計未処分利益及び累計利益剰余金の減少額より小さいかそれと等しい部分について、株主配当所得として認定する。

ステップ 3: 投資者の取得した資産から上述した投資回収及び株主配当所得を除いた後の余剰資産について、投資資産の譲渡所得として認定する。

上述した 3 つの部分に対する税務処理について、投資者によって異なる方法で対応することが求め

¹ 本会報でいう投資回収又は投資縮小には上場企業による自己株式の取得を含まない。

² 本会報でいう投資者には政府や NGO などの非営利組織、個人独資企業、パートナー企業を含まない。

られる。以下では下記の事例をもとに説明する。

ある投資者と他の2名の株主が2018年に、中国国内で共同出資によりA社を設立した。当該投資者の持株比率は40%であった。2022年10月末までに、A社の帳簿上の純資産は20,000万元、そのうち払込資本金は6,000万元、利益剰余金は4,000万元、未処分利益は10,000万元となっていた。2022年11月に、当該投資者はA社から50%の投資を引き上げ、他の株主へ8,000万元の対価で譲渡した。当該投資者の財務・税務処理に関しては、下表の通り分解することができる（単位：万元、「企業所得税」は日本の「法人税」に相当する）。

投資者 取得した資産	中国国外法人株主	中国国内法人株主
投資回収	投資回収=6,000×40%×50%=1,200 企業所得税非課税 税額=0	投資回収=6,000×40%×50%=1,200 企業所得税非課税 税額=0
株主配当所得	株主配当所得=(4,000+10,000)×40%×50%=2,800 税率10%で源泉企業所得税課税 税額=2,800×10%=280	株主配当所得=(4,000+10,000)×40%×50%=2,800 企業所得税非課税 税額=0
投資資産の譲渡所得	投資資産の譲渡所得=8,000-1,200-2,800=4,000 税率10%で源泉企業所得税課税 税額=4,000×10%=400	投資資産の譲渡所得=8,000-1,200-2,800=4,000 企業所得税課税（投資縮小の場合のみ、税率25%） 税額=4,000×25%=1,000
合計企業所得税	680	1,000

投資者が投資回収又は投資縮小を行う場合に取得した資産について、税務上で関わる税種は主に企業所得税となる。取得した資産が現金資産のみの場合は、企業所得税のみが関わってくるが、取得した資産に非貨幣性資産が含まれる場合は、契税（不動産取得税）及び印紙税が関わってくる可能性もある。また、投資者が中国国内法人株主の場合は、自ら企業所得税及び関連諸税を申告するのに対し、投資者が中国国外法人株主の場合は、その納付すべき企業所得税は被投資企業が代納しなければならない。

三、投資回収又は投資縮小の場合における被投資企業の財務・税務処理

1. 投資者が現金資産で投資回収又は投資縮小を行う場合、株主間の権益性取引行為となるため、被投資企業にとっては、原則として企業所得税に無関係となる。

2. 投資者が非貨幣性資産で投資回収又は投資縮小を行う場合、実質的には被投資企業はその資産を当該投資者に譲渡する形となる。この場合には、資産の所有権が変更されるため、被投資企業は当該資産を固定資産又は無形資産として処理し、所有権が譲渡される時点での当該固定資産又は無形資産の公正価値に照らして所有権の譲渡所得を確定し、諸税の課税額を計算する。その場合、増値税や企業所得税、土地増値税、印紙税などが関わってくる可能性がある。

以上